

国立研究開発法人国立がん研究センター間接経費等取扱規程

(趣旨)

第 1 条 国立研究開発法人国立がん研究センター（以下、「センター」という。）は、国又は独立行政法人及び民間企業などの機関（以下、「外部機関等」という。）による補助事業や受託事業等の実施に伴うセンターの管理等に必要な経費である間接経費及び一般管理費（以下、「間接経費等」という。）について、研究者の研究環境の改善やセンター全体の機能の向上に充てるため、外部機関等に直接研究費等に上積みして請求し、若しくは、直接研究費等を受領した研究者から配分を受けるものとする。

(定義)

第 2 条 この規程において間接経費とは直接経費に対して一定比率で手当され、競争的資金による研究の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費として、被配分機関が使用する経費をいう。

2 この規程において一般管理費とは、間接経費が手当される研究費以外の研究委託契約において直接経費以外の一般管理費、事務費等に充当される経費をいう。

(センターにおける取扱い)

第 3 条 センターにおける間接経費等の取扱いは、各事業において個別の定めがない限り、次のとおりとする。

- 一 センターが要求する間接経費の額は、直接研究費等の額の原則 30%以内の範囲で、それぞれの事業の種類・内容・規模等に応じて定めるものとする。
- 二 一般管理費名目で受け入れる場合の額は、直接研究費等の額の原則 10%以内の範囲で、それぞれの事業の種類・内容・規模等に応じて定めるものとする。
- 三 間接経費等は、国立研究開発法人国立がん研究センター理事長（以下、「理事長」という。）の責任の下で、公正かつ適正に執行し、使途の透明性を確保すること。
- 四 間接経費の主な使途は、別表 1 のとおりとし、センターにおいて計画的かつ効率的に使用すること。
- 五 一般管理費の主な使途は、別表 2 のとおりとし経費管理及び施設使用等に必要な経費として使用すること。
- 六 間接経費等の配分を行ったセンターの研究代表者が事業途中で他の研究機関に異動する場合であっても、一旦センターに配分された間接経費等については、原則当該研究者に対し返納は行わないこと。
- 七 センターにおける毎年度の間接経費全体の使用実績をとりまとめ、外部機関等の求めに応じて報告すること。
- 八 間接経費等を受けた場合は、当該直接研究費等の管理及び経理を行うこと。その際、支出に係る証拠書類は、センターにおいて保管すること。

- 九 間接経費は、研究者の研究環境の改善やセンター全体の機能の向上を図るために使用することとし、他の経理と区分すること。
- 十 間接経費等の対象とする経費と直接研究費等による研究遂行との関連性については、その濃淡を問わないものとする。

(補則)

第4条 この規程に定めのない事項について、これを定める必要があるときは、その都度、理事長がこれを定める。

附則

- 1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附則(平成27年規程第8号)

- 1 この規定は、平成27年4月1日から施行する。

別表1 間接経費の主な使途

<p>管理部門に係る経費</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理施設・設備の整備、維持及び運営経費</li> <li>・管理事務の必要経費                  備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、人件費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費              など</li> </ul>
<p>研究部門に係る経費</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・共通的に使用される物品等に係る経費                  備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費</li> <li>・当該研究の応用等による研究活動の推進に係る必要経費                  研究者・研究支援者等の人件費、備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費</li> <li>・特許関連経費</li> <li>・研究棟の整備、維持及び運営経費</li> <li>・実験動物管理施設の整備、維持及び運営経費</li> <li>・研究者交流施設の整備、維持及び運営経費</li> <li>・設備の整備、維持及び運営経費</li> <li>・ネットワークの整備、維持及び運営経費</li> <li>・大型計算機（スパコンを含む）の整備、維持及び運営経費</li> <li>・大型計算機棟の整備、維持及び運営経費</li> <li>・図書館の整備、維持及び運営経費</li> <li>・ほ場の整備、維持及び運営経費              など</li> </ul>
<p>その他の関連する事業部門に係る経費</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研究成果展開事業に係る経費</li> <li>・広報事業に係る経費              など</li> </ul>

別表2 一般管理費の主な使途

<p>管理部門に係る経費</p>	<p>職員の給料・賞与、諸手当、福利厚生費、交際費、旅費交通費、通信費、租税公課等</p>
------------------	---